## 沖縄県の 最 低 賃 金

## 必ずチェック!最低賃金! 働く人と雇う人のためのルールです!

沖縄県内の使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

## (1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最 低 賃 金 額	適 用 範 囲	効 力 発 生 年 月 日
沖縄県最低賃金	952	沖縄県内のすべての労働者 及び使用者に適用されます。	令和6年10月9日

## (2)特定(產業別)最低賃金

(乙) 付足(注条別) 取四貝亚																	
	最 低 賃	金の	件 名	;	最	氐 賃	金	額	適	用	範	囲	効	力発生	生 年	- 月 F	3
新		聞	業														
自	動車(	新車)	小売業		左記の最低賃金は、令和6年度は改正がありませんでした。												
各	種商	品儿	い 売 業		このため、 <u>今和6年10月9日からは、沖縄県最低賃金952円が適用</u> されます。												
糖	類	製	造業														
遃	i 用	爲	余 外	①18 ②雇	3歳ぇ 入れ	₹満又 後6月	は6  未消	5歳以上の 島の者であ	(産業別)最( D者 らって、技能 に準ずる軸	<b></b> 皆習得	中のŧ	<b></b> の			が適り	用され	ます。

◆ 最低賃金に算入されない賃金・・・①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

②臨時に支払われる賃金

③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金

④時間外、休日労働割増賃金等

- ◆ 特定(産業別)最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理,補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が 当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。
- 最低賃金に関するお問い合わせは、沖縄労働局 賃金室 〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの労働基準監督署へ。

那覇労働基準監督署 沖縄労働基準監督署 名護労働基準監督署 宮古労働基準監督署 八重山労働基準監督署 電話(098)868-8033 電話(098)982-1263 電話(0980)52-2691 電話(0980)72-2303 電話(0980)82-2344

> ご存知ですか?最低賃金引上げ支援(中小企業向け)業務改善助成金! (雇用環境・均等室 098-868-4403)

> > 働き方改革、生産性向上の取り組みを支援します。 無料でご相談に応じます。 まずは、ご相談を!

沖縄働き方改革推進支援センター(0120-420-780)

《厚生労働省》組労働局》